

国際法務総合センター維持管理・運営事業
事業者選定基準

第1 事業者選定基準の位置付け

国際法務総合センター維持管理・運営事業事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、国が、落札者を決定するに当たって、最も優れた提案を行った入札参加者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、入札説明書と一体のものである。

第2 事業者選定の方法

1 選定方法の概要

本件事業において落札者の決定に当たっては、入札価格及び提案内容によって落札者を決定する総合評価落札方式を採用する。

また、審査は入札参加希望者の資格、実績等の有無を判断する「第1次審査」と、入札参加者の提案内容等を審査する「第2次審査」の二段階に分けて実施する。

なお、第1次審査は、第2次審査のための事業提案を提出できる有資格者を選定するためのものである。

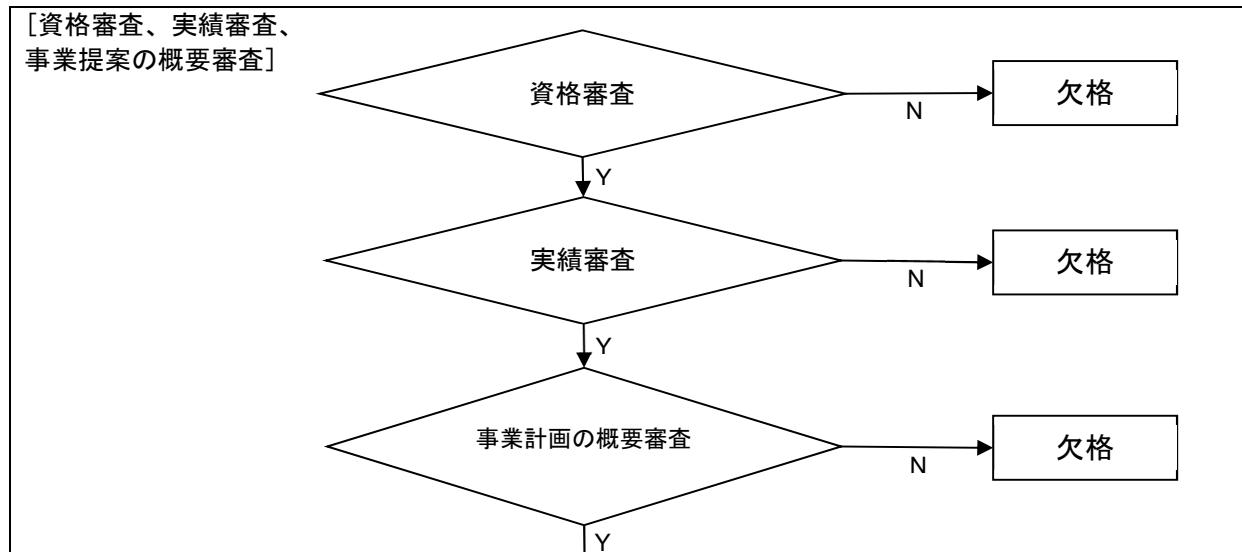
2 事業者選定の体制

「国際法務総合センター維持管理・運営事業事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）は、入札参加者からの事業提案を事業者選定基準に基づき評価し、得点を国に報告する。国はこれを受けて、総合評価落札方式により落札者を決定する。

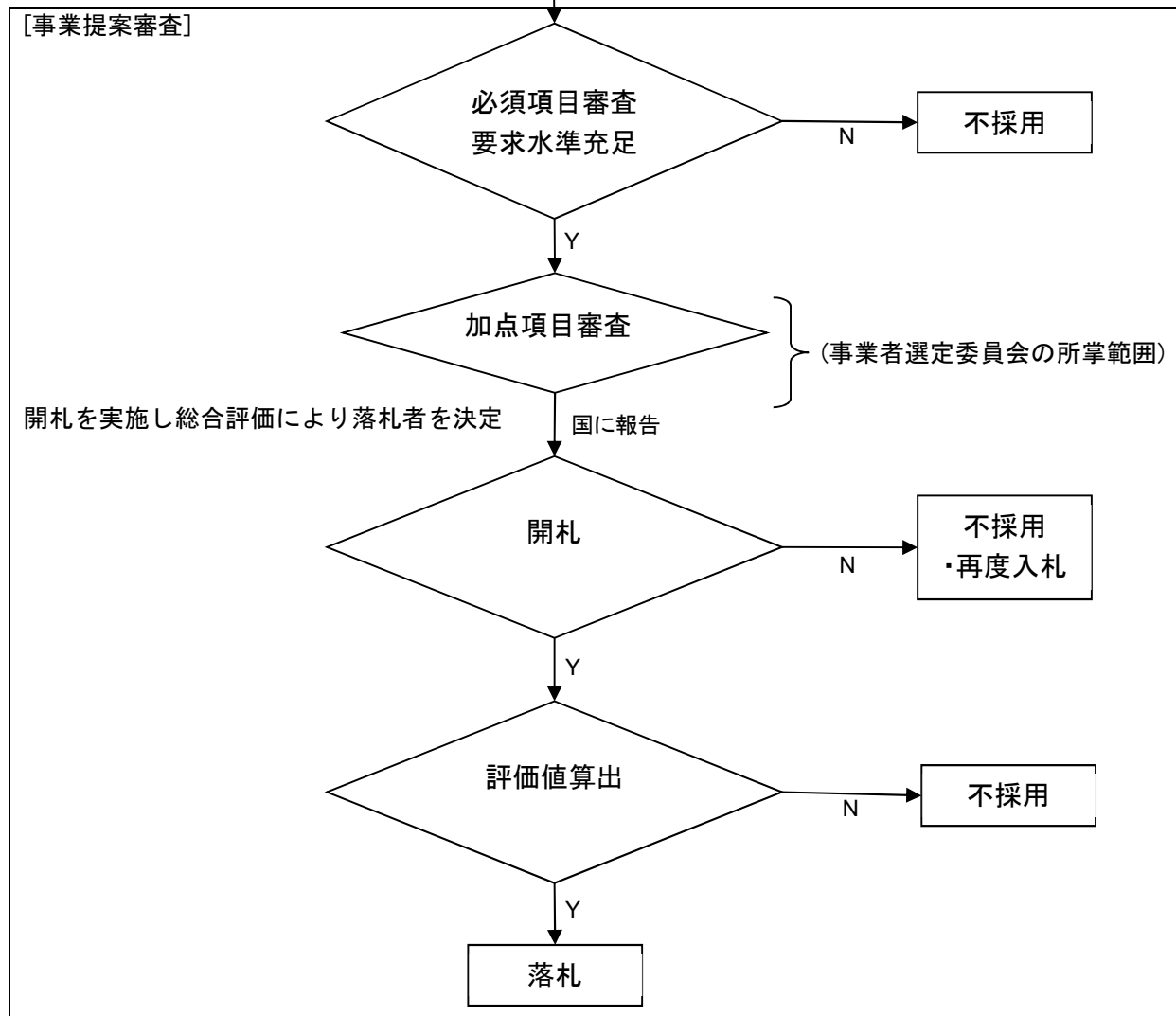
第3 審査の手順

審査の手順を以下に示す。

1 第1次審査



2 第2次審査



第4 第1次審査

入札参加希望者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えているか否かを審査するものである。

第1次審査の手順は以下のとおりである。

1 資格審査

入札説明書に定める資格の有無について審査を行う。

2 実績審査

入札説明書に定める実績の有無について審査を行う。

3 事業計画の概要の審査

本事業についての基本的な考え方が適切か否かの審査を行う。なお、本審査に係る提出資料は第2次審査資料における提案内容を拘束するものではない。

第5 第2次審査

総合評価落札方式により落札者を選定するため、入札参加者の事業提案の内容を審査するものである。

1 第2次審査の手順及び方法

第2次審査の手順は以下のとおりである。

(1) 事業提案審査

入札参加者から提出された第2次審査資料（以下「事業提案」という。）の内容を審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象とはしない。

ア 必須項目審査

事業提案が要求水準を全て満たしているか否かについて審査を行い、審査結果において事業提案が全ての要求水準を満たしている場合は適格とし、一項目でも満たしていない場合は不合格とする。適格者については、基礎点として100点を付与する。

イ 加点項目審査

事業提案のうち国が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を付与する。加点は全体で200点満点とする。

(ア) 事業者選定委員会における採点・審査結果案作成

事業者選定委員会において、別紙の加点項目について優れた提案がされているかを審査し、各提案の採点を行う。具体的には、評価のポイントごとに、提案書の内容が優れているか否かに応じ、おおむね次のとおり加点を付与する。なお、加点を付与する際の評価方法については、事業者選定委員会において定めるものとする。

とても優れている。	5
優れている。	3
優れているとは認められない。	0

事業者選定委員会は審査結果を国に報告する。

(イ) 国による審査結果の決定

国は、審査結果を基に、加点を決定し、(1)アにより付与された基礎点に加点を付与する。なお、事業者選定委員会は、事業者に対してヒアリングを実施し、事業提案に関する内容を確認する場合がある。

(2) 開札

入札価格が予定価格の制限の範囲内かを確認する。

全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

(3) 総合評価

(1)の事業提案審査による各提案の得点及び(2)の予定価格の範囲内の入札価格を基に総合評価を行い、落札者を選定する。なお、同点の場合にはくじにより落札者を決定する。

2 事業提案の審査方法

(1) 共通事項

審査に当たっては、提示を求めるイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

(2) 必須項目審査

必須項目について、事業提案の内容が要求水準を満たしているか否か審査を行う。

事業提案は、要求水準を満たすように、どのように対処するのかを記載することが求められ、記載内容が十分かつ適切な方法及び内容であると判断できる場合には要求水準を満たすものとして判断する。

(3) 加点項目審査

加点項目審査では、国が特に重視する項目（加点項目）について、事業提案の内容が優れているかどうか加点項目ごとに設定した評価の視点に基づき判断する。

第6 総合評価

1 総合評価の手順

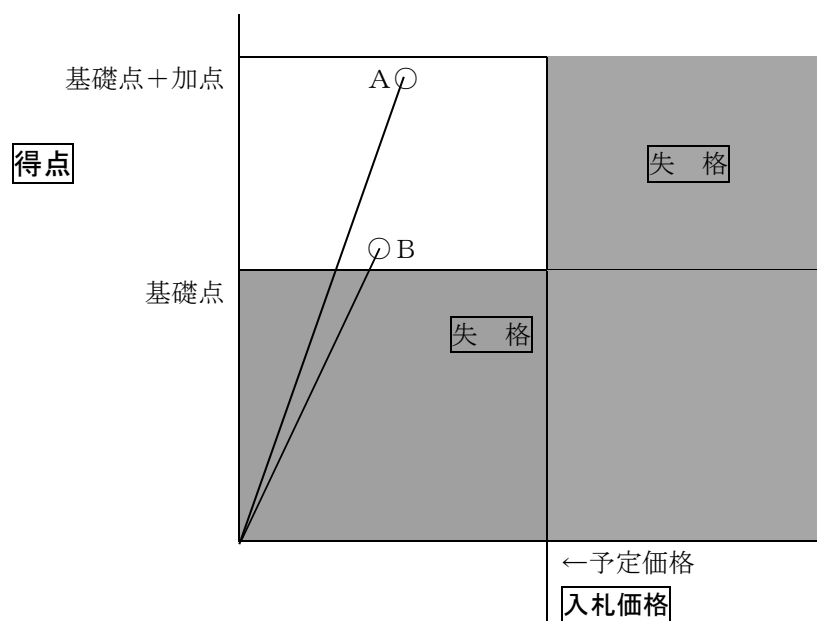
入札価格、提案内容の評価結果に基づき、以下の計算式で総合評価値を算定して事業提案の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

2 総合評価の計算式

$$\text{総合評価値} = \text{提案内容評価の得点} \div \text{入札価格}$$

(提案内容評価の得点＝基礎点（配点：100点）＋加点（配点：200点）)

3 総合評価の模式図



入札参加者の提案する入札価格と価格以外の評価に基づく得点を図示すると上図のようになり、勾配の大きい者が高順位となる。

上図の例では、入札価格の高い「A」が「B」より高い総合評価値を得る。

(別紙)

【事業計画】 (30点)

総合評価落札方式の 評価分類		様式 番号	評価のポイント	配点	
1. 出資構成・ガバナンス事業計画					
	出資者の構成・事業者のガバナンス体制等	1-01	・出資者構成、事業者のガバナンス体制等が、不測の事態への対応も含め、事業の安定的な継続に効果的なものになっている。	5	5
2. リスク管理計画					
	リスクに関わる提案	1-02	・本事業の実施に関わるリスクが緻密に分析され、リスク分担、リスクを最小化するための効果的かつ具体的な対応策が講じられている。 ・リスク分析結果及び対応策の効果が、応募グループに対するアドバイザー等第三者の客観的かつ精緻な評価により裏付けられている。	10	15
	各種契約締結に関わる提案	1-03	・事業者と協力企業等の間の主要な契約について具体的な検討又は合意が進んでおり、円滑な契約締結の確実性が高い。	5	
3. 事業の安定化計画					
	事業収支計画	1-04	・事業者の資金充当に関する考え方が、事業の安定性、継続性確保及び業務の品質向上に資するものとなっている。	5	10
	財務・資金管理方針、モニタリング手法	1-05	・事業の安定性・継続性の確保に向けた適切かつ効果的なモニタリング手法が採られており、モニタリングの結果、業務実施上何らかの問題が判明し、又は発生が予測される場合における効果的な措置（モニタリング実施者等の関与を含む。）が講じられている。	5	

【適正な事業の実施】（150点）

総合評価落札方式の 評価分類		様式 番号	評価のポイント	配点	
0. 共通					
	運営理念等	2-01	・事業全般について、シェアード・サービス等の導入など効率的な業務遂行につながる優れた提案がなされている。 ・事業全般について、施設周辺地域の経済の活性化及び交流促進につながる優れた提案がなされている。 ・矯正施設の出所者を雇用するなど、本事業を通じて被収容者の再犯防止に資する提案がなされている。	15	30
	コンプライアンス・セキュリティ		・国際法務総合センターの特殊性を踏まえた上で、コンプライアンス・セキュリティ体制の構築について優れた提案がなされている。	5	
	非常時の対応		・保安事故や火災・震災などの災害が発生した場合における民間職員の配置や官民の役割分担、連携等の実施体制及び対応策について優れた提案がなされている。 ・震災発生時における施設周辺地域への支援等の貢献策について優れた提案がなされている。	10	
1. 総括マネジメント業務					
	総括マネジメント業務	2-02	・事業期間にわたり従事職員が業務を適正かつ確実に遂行できるよう、安定的な雇用を確保するための方策、実効性ある研修の実施について優れた提案がなされている。 ・事業期間にわたり円滑に施設運営ができるよう、業務ごとの民間職員数及び実施体制並びに各業務間の連携、分担や調整の方法について優れた提案がなされている。 ・本事業を円滑かつ確実に実施するため、SPC（総括業務責任者等）が適切な権限を有し、迅速な意思決定を可能となるような具体的かつ優れた提案がなされている。	15	15
2. 運営準備支援業務					
	運営準備支援業務	2-03	・リハーサルの円滑な実施及びリハーサルにおいて顕在化した課題を改善するための体制について、優れた提案がなされている。	5	5
3. 施設維持管理業務					
	建築物保守・管理業務	2-04	・事業期間中及び事業期間終了時に本建築物の性能・機能を発揮できる状態に維持し、施設のライフサイクルコストの低減につながる方策、非常時、緊急時の対応等、国際法務総合センターが医療施設を含む施設であること等を踏まえた、優れた提案がなされている。	5	15
	建築設備保守・管理・運転監視業務		・事業期間中及び事業期間終了時に本建築設備の性能・機能を発揮できる状態に維持し、施設のライフサイクルコストの低減につながる方策、非常時、緊急時の対応等、国際法務総合センターが医療施設を含む施設であること等を踏まえた、優れた提案がなされている。	5	
	エネルギーマネジメント業務		・省エネルギーに係る改善策の立案・作成について、特に優れた提案がなされている。	5	

総合評価落札方式の 評価分類		様式 番号	評価のポイント	配点	
4. 運営業務 総務業務					
庶務・経理等事務 支援業務	2-05	・国際法務総合センターが複数機関を集約した施設であること、矯正施設を含むこと等を踏まえた上で、開庁時間外を含めて、業務を的確かつ確実に実施するための実施体制について、優れた提案がなされている。	5	15	
自動車運転業務		・国際法務総合センターが複数機関を集約した施設であること、矯正施設を含むこと等を踏まえた上で、開庁時間外を含めて、業務を的確かつ確実に実施するための実施体制について、優れた提案がなされている。	5		
警備業務		・国際法務総合センターが矯正施設を含むこと等を踏まえた上で、開庁時間外を含めて、業務を的確かつ確実に実施するための実施体制について、優れた提案がなされている。	5		
5. 運営業務 収容関連サービス業務					
給食業務	2-06	・現在の大量調理施設で主流となっている調理方式の採用、高水準の衛生管理の実現、対象施設の食数等への対応、省エネルギー・耐久性に優れている等、厨房設備・機器及び備品等について、優れた提案がなされている。 ・食中毒の防止や異物混入を防止するための方策、衛生検査や従事職員の健康管理体制について、特に優れた提案がなされている。 ・東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センター及び東京西少年鑑別所が医療施設であること等を踏まえた上で、本事業の目的を実現するための優れた提案がなされている。（献立・臨機応変な対応等）	15	30	
衣類・寝具等の提供業務		・衣類・寝具等の提供、管理及び洗濯業務について、東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センター及び東京西少年鑑別所が医療施設であること等を踏まえた上で、本事業の目的を実現するための優れた提案がなされている。（適切な衛生管理、効率的な洗濯方式等）	5		
清掃・環境整備業務		・清掃・環境整備業務について、国際法務総合センターが、複数機関を集約した施設であること、医療施設を含む施設であること等を踏まえた優れた提案がなされている。	5		
職員食堂運営＜独立採算業務＞		・職員食堂の営業が義務付けられていない時間帯を含め、職員の福利厚生の上に資する良質なサービスの提供について、優れた提案がなされている。	5		
6. 運営業務 医療業務支援					
医療情報システム業務	2-07	・医療情報システムの導入・更新及び運用・保守の実施体制について、優れた提案がなされている。	5		

総合評価落札方式の 評価分類		様式 番号	評価のポイント	配点	
	医療機器等の整備、維持管理及び更新業務		- 医療機器等の整備・更新業務について、施設・医療情報システムとの効率的な連携等、本業務を事業者が行うことのメリットを活かした優れた提案がなされている。 - 医療機器等の選定等について、国の求めに適切かつ柔軟に対応できるような優れた提案がなされている。	10	40
	医療器具の滅菌及び消毒業務		事故防止対策や院内感染防止策について、具体的で優れた提案がなされている。	5	
	医薬品・診療材料等の管理・搬送業務		搬送動線等、業務を円滑に実施するための搬送計画、欠品や不良在庫防止のための方策について、具体的で優れた提案がなされている。	5	
	医療関係事務支援業務		医療事務に係る有資格者や実務経験者を配置するなど、適切に業務を実施できる体制について優れた提案がなされている。	5	
	人工透析業務		- 人工透析業務を実施する医師、看護師その他の医療スタッフを事業期間にわたり確保するための体制及び方策について優れた提案がなされている。 - 容体急変時や天災事変等の非常時について、協力医療機関の指定など、人工透析業務を安定的に実施するための優れた提案がなされている。	10	

【企業等に関する評価】（20点）

総合評価落札方式の 評価分類		様式 番号	評価のポイント	配点	
4. その他（20点）					
	ワーク・ライフ・バ ランス等推進企業 に関する評価		・複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分によ り加点を行う。 ※ グループで入札に参加する場合には、認定ごとに参加企業の認定点数を 合計し、その合計点を構成企業の数で按分した点数とする。 ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし等認定企業） 1段階目（※1） 加点得点 2点 2段階目（※1） 加点得点 3点 3段階目（※1） 加点得点 4点 - 行動計画（※2） 加点得点 1点 - プラチナえるぼし（※3） 加点得点 5点 ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認 定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要 ※2 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が 満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条に基づく	5	

総合評価落札方式の 評価分類		様式 番号	評価のポイント	配点													
			認定 ・次世代法に基づく認定（くるみん等認定企業）（※４） <table><tr><td>トライくるみん</td><td>加点得点</td><td>2点</td></tr><tr><td>くるみん</td><td>加点得点</td><td>3点</td></tr><tr><td>プラチナくるみん</td><td>加点得点</td><td>5点</td></tr></table> ※４ 次世代育成支援対策推進法第１３条、第１５条の２に基づく認定 ・若者雇用促進法に基づく認定 <table><tr><td>ユースエール認定</td><td>加点得点</td><td>4点</td></tr></table>	トライくるみん	加点得点	2点	くるみん	加点得点	3点	プラチナくるみん	加点得点	5点	ユースエール認定	加点得点	4点		
トライくるみん	加点得点	2点															
くるみん	加点得点	3点															
プラチナくるみん	加点得点	5点															
ユースエール認定	加点得点	4点															
賃上げの実施を表明した企業等に関する評価			・令和７年度以降に開始する入札者の事業年度における対前年度比又は令和７年度以降の暦年における対前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【大企業】 加点得点 １５点 ・事業年度における対前年度比又は暦年における対前年比で給与総額を１．５％以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【中小企業等】 加点得点 １５点 ※ この項目で加点を希望する者は、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること（グループで入札に参加する場合は、各構成企業による表明が必要である）。 ※ この項目で加点を受けた落札者に対しては、当該落札者の事業年度等が終了した後、事業年度等終了後に作成される「法人事業概況説明書」等の提出をもって速やかに契約担当官等が確認を行うので確認のため必要な書類は速やかに提出すること。 ※ 評価項目の確認方法は以下のとおりとする。 ①事業年度により賃上げを表明した場合 賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「４期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較し、表明書で示した率を満たしているか。 ②暦年により賃上げを表明した場合 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「１ 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「Ａ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較し、表明書で示した率を満たしているか。 ※ 中小企業にあっては、上記比較をすべき金額は、①の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」と、②の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」とする。 ※ 上記に規定される書類以外の書類等にて賃上げ実績についての確認を要する場合は、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等	20	15												

総合評価落札方式の 評価分類		様式 番号	評価のポイント	配点	
			の質上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等（第三者評価の事実を証明する書類等：（例）公認会計士等の事務所の署名がある書類）の提出をもって上記書類に代えることとする。 ※ 上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した質上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から１年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（１点大きな配点）の減点を行う。 なお、グループの場合に、実績確認において構成企業の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当グループ、未達成となった構成企業である企業及び未達成となった企業を構成員に含むグループに対して行う。		